

# 農林土木工事特記仕様書（令和7年7月1日以降適用）

## （農林土木工事共通仕様書の適用）

**第1条** 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和6年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

## （農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

**第2条** 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和6年10月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

### （共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

### （現場代理人及び主任技術者等）【変更】

#### 1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

##### 1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

### （しゅん工標）【追加】

#### 1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

### （工事成績評定の選択制）

**第3条** 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

(1) 徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行わ

れた場合

- (2) 工事成績表の考査項目別運用表「別紙－２④『７．法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－２⑤『８．法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
- (3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

#### (1日未満で完了する作業の積算)

- 第4条** 1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、別に定める「1日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
  - 3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
  - 4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
  - 5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

1日未満で完了する作業の積算について（農林土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/>

#### (熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行)

- 第5条** 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費率の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
  - 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
  - 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5029474/>

### **(現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)の対象工事)**

第6条 本工事は、現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)の適用対象工事である。

2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)に係る積算要領(農林水産部版)  
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/>

### **(資材価格高騰に対する特例措置)**

第7条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

### **(仮設トイレの洋式化)**

第8条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

### **(建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】)**

第9条 本工事は、農林土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事(発注者指定型)」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(農林水産部版)について  
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

### **(情報共有システム活用工事【発注者指定型】)**

第10条 本工事は、情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事(発注者指定型)」の試行工事である。

2 対象工事等は、次のURL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】  
徳島県CALS/EC HP  
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

### (CCUS活用推奨モデル工事)

第11条 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（CCUS活用推奨モデル工事）」であり、次のURLにある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領（農林）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216242/>

### (週休2日確保工事)

第12条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。

3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条（1）による。

4 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>

ご協力をお願いします

## 週休2日確保工事

〇〇〇〇〇〇を  
なおしています

令和〇年〇月〇日まで  
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県〇〇総合県民局  
農林水産部〇〇庁舎  
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社  
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(標示板記載例) 月単位の場合

ご協力をお願いします

## 週休2日確保工事

完全週休2日（土日）

〇〇〇〇〇〇を  
なおしています

令和〇年〇月〇日まで  
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県〇〇総合県民局  
農林水産部〇〇庁舎  
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社  
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(標示板記載例) 完全週休2日（土日）の場合

### **(見積施工歩掛実態調査)**

**第13条** 本工事の設備撤去工の歩掛は見積により決定しており、その実態を把握するために調査を行うこととしている。よって、受注者は、発注者から提供される調査票の提出に協力しなければならない。

### **(交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事)**

**第14条** 本工事は、交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」のうち、次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土地改良工事積算基準又は森林整備保全事業設計積算要領（以下「積算基準」という。）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合に、実績変更対象費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。

営繕費：警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象費の割合は、次のとおりである。

1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：11.53%

2) 現場管理費に占める実績変更対象費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：1.77%

3 受注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を行うこと。なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料（領収書の写し等）を提示すること。

4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

5 発注者は、最終精算変更時に実績変更対象費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた費用を、共通仮設費（営繕費）に加算して算出する。なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。

6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

7 受注者は、実績変更対象費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

### **(本工事の特記仕様事項)**

**第15条** 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

# 一般事項

## 1 目的

本工事は、飯尾川堰に設置する取水口樋門設備ならびに、それに必要な各種機器を補修することにより、施設の機能保全を図るものとする。

## 2 工事場所

徳島市不動西町他

## 3 工事概要及び各仕様

本工事は、頭首工に設置する取水樋門設備であり、ゲート本体及び付属設備一式の設計、製作、既設撤去、据付ならびに試運転までとする。

1) 右岸取水口ゲート	1門	更新整備
2) 左岸取水口ゲート	1門	更新整備
3) 1号引継水路ゲート	1門	更新整備
4) 2号引継水路ゲート	1門	更新整備

## 4 工事数量

本仕様書による（別添図面参照）。なお、下記に示す機械設備等は本工事の範囲外とする。

- (1) 前項に示す設備以外
- (2) 仮締切・水替え工事

## 5 現場条件

- (1) 関係機関との調整  
関係者（施設管理者、関係官公署等）との協議を行うものとする。

## 6 提出書類

提出書類の部数は下記のとおりとする。

- (1) 承認図書 : 提出部数 1部 (A4サイズ)
- (2) 完成図書 : 提出部数 2部 (A4サイズ)
- (3) その他協議資料等 : 監督職員の指示によるものとする。

## 7 工事電力及び用地等

本工事の据付に必要な電力及び施設は、請負者の負担とする。

本工事の用地については、指定地域以外は、請負者の負担とする。

## 8 適用規格等

本工事を施工する際には下記規格、基準、法規等を遵守すること。

- (1) 徳島県農林土木工事共通仕様書 (徳島県)
- (2) 施設機械工事等施工管理基準 (農林水産省農村振興局)
- (3) 土地改良事業計画設計基準 (農林水産省農村振興局)
- (4) 鋼構造物計画設計技術指針 (農林水産省農村振興局)
- (5) 水門鉄管技術基準
- (6) 日本工業規格(JIS) (日本規格協会)
- (7) 労働安全衛生規則
- (8) 河川管理施設等構造令
- (9) その他関係法規, 条例等

## 機器仕様等

### 第1章 設計

#### 1. 設計一般

設計に当っては、関係する諸基準・規格を厳守し、十分検討を行い環境に順応した、調和と安全を確保できる設備を設計するものとする。

#### 2. 設計諸元

##### (1) 右岸取水口ゲート

構造型式	ステンレス鋼製門柱式ブレードガータ構造スライドゲート
純径間×有効高	B0.90m × H0.90m
設置数	1 門
設計水深	外水深 1.540m 内水深 0m
操作水深	外水深 1.400m 内水深 0m
水密方式	後面4方ゴム水密
主要部材	扉体 SUS304 戸当り SUS304 (埋設部SS400)
操作方式	機側操作
開閉装置	手動ラック式 (1本吊り)
開閉速度	0.437m/30rev
開閉荷重	10.0 kN
揚程	通常 0.700m

##### (2) 右岸取水口スクリーン

構造型式	ステンレス鋼製バースクリーン
有効幅×実斜長	B1.500m × H2.526m
設置数	1 面
設計水位差	1.000m
有効目幅	88mm (バーピッチ100mm)
設置角	75°

(3) 左岸取水口ゲート

構造型式	ステンレス鋼製門柱式ブレードゲータ構造スライドゲート
純径間×有効高	B0.60m × H0.60m
設置数	1 門
設計水深	外水深 1.240m 内水深 0m
操作水深	外水深 1.100m 内水深 0m
水密方式	後面4方ゴム水密
主要部材	扉体 SUS304 戸当り SUS304 (埋設部SS400)
操作方式	機側操作
開閉装置	手動ラック式 (1本吊り)
開閉速度	0.437m/30rev
開閉荷重	10.0 kN
揚程	通常 0.700m

(4) 左岸取水口スクリーン

構造型式	ステンレス鋼製バースクリーン
純径間×有効高	B1.200m × H2.216m
設置数	1 面
設計水位差	1.000m
有効目幅	88mm (バーピッチ100mm)
設置角	75°

(5) 1号引継水路ゲート

構造型式	ステンレス鋼製門柱式ブレードゲータ構造スライドゲート
純径間×有効高	B1.10m × H1.00m
設置数	1 門
設計水深	外水深 1.000m 内水深 0m
操作水深	外水深 1.000m 内水深 0m
水密方式	前面3方ゴム水密
主要部材	扉体 SUS304 戸当り SUS304 (埋設部SS400)

操作方式	機側操作
開閉装置	手動ラック式（1本吊り）
開閉速度	0.437m/30rev
開閉荷重	10.0 kN
揚程	通常 1.100m

(6) 2号引継水路ゲート

構造型式	ステンレス鋼製門柱式プレートゲータ構造スライドゲート
純径間×有効高	B1.40m × H1.10m
設置数	1 門
設計水深	外水深 1.100m 内水深 0m
操作水深	外水深 1.100m 内水深 0m
水密方式	前面3方ゴム水密
主要部材	扉体 SUS304 戸当り SUS304 (埋設部SS400)
操作方式	機側操作
開閉装置	手動ラック式（1本吊り）
開閉速度	0.437m/30rev
開閉荷重	10.0 kN
揚程	通常 1.200m

## 第2章 構造

### 1. 扉体

- 1) 扉体は、予想される荷重に対して充分耐える寸法・形状で剛性を持った構造とする。
- 2) 扉体は主桁、端縦桁、補助桁スキンプレート等で構成され扉体に作用する水圧荷重を端縦桁を介して伝達できるような構造とする。
- 3) 円滑で確実な開閉ができる構造とする。
- 4) 水密性及び耐久性を有すること。
- 5) 水利的に良好な形状とする。

### 2. 戸当り金物

- 1) 戸当りの形状は、ゲートの形式に適合した構造とする。
- 2) 戸当りは扉体支承部からの荷重を安全にコンクリート構造物に伝達することができるように寸法、強度及び剛性を有するものとする。
- 3) 戸当りの構造は、水密や開閉操作に必要な寸法及び精度を有するものとする。
- 4) 戸当りは据付時の施工性、扉体の点検・整備を考慮した構造・寸法とする。

### 3. 開閉装置

- 1) 開閉装置は扉体を確実に開閉操作できるものとする。
- 2) 開閉装置は、信頼性、操作性、機能保全を考慮して次の条件に基づき計画する。
  1. 開閉装置は、必要な信頼性を有するシステムにするとともに操作が容易なものとする。
  2. 開閉装置は、長期にわたり機能を発揮するよう点検・整備が容易で、更新が合理的に行える構造とする。

## 第3章 付属設備

- 1) スクリーンは、十分な強度を有し、塵芥のかき揚げが容易な構造とする。
- 2) 操作台は、ゲートの開閉時に十分な作業スペースが確保でき、戸当たり金物との連結が容易かつ強度及び剛性を有するものとする。

## 施工条件等

### 1. 工程制限

#### (1) 現場施工

出水期（6月1日～10月31日）は現場作業をしないものとする。

#### (2) 部分引渡し

該当無し

#### (3) 完了受渡し

別途協議によるが、性能試験検査の合格後とする。

### 2. 貸与する施設等

該当無し

### 3. 外注品

J I S又はその他関係する規格、規準に合格したものとする。

### 4. 機械設備据付・撤去工事

#### (1) 一般事項

本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、本仕様書及び設計図書に基づき、関係法令、規定、基準に準拠し、責任を持って施工しなければならない。さらに作業の安全及び通行人等第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。

#### (2) 安全施設

破損した場合は、請負者において同等に復旧しなければならない。

#### (3) 輸送

各機器の輸送と保管は、積載超過運搬を防止し変形や破損等のないよう荷造を行い、各機器の名称等記入し、荷卸し後他の工事業者と混同しないように処置をしなければならない。

#### (4) 据付

据付に当っては厳密な芯出しを行い、水平、垂直に十分注意し、運転時に振動、異常音のないように正確に据付なければならない。また、据付の詳細については、施工図を提出のうえ、監督員の指示を受けること。

### 5. 施工管理

請負者は、農林水産省施設機械工事等施工管理基準及び徳島県農林土木工事施工管理基準に準拠し、施工管理するものとする。

## 6. 写真管理基準

### (1) 一般管理

工事の施工順序に従い、必要に応じ又は監督職員の指示によって記録写真を整理し、工事の完了後又は必要なつど提出しなければならない。埋設される箇所等後日確認できなくなる箇所については、次の工程に移る段階で監督職員に提出し確認を得るものとする。

### (2) 撮影基準

撮影に当たっては、構造物等の種類、位置、番号等を明示する黒板を立て、ポール、スケール等によって位置・寸法等を表示するものとする。

### (3) 試運転

据付工事が完了した時は、監督職員立会いのもとに、その指示に従い現場において試験及び機場全体の試運転まで行い、支障がないか確認する。

異常がある場合、監督員と協議することとする。

## 7. その他

設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても、構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については請負者の負担で処理するものとする。